一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
芋谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成十七年八月二十三日国土交通省告示第八百九十二号で指定した第五号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から七号を順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
富山県富山市八尾町
花房
字藤岩　二九番二　一号
二九番七　二号
三十番一　三号
中山
字田形　六四八番九　四号
六四八番一二　五号
薄尾
字下畑ケ　二五九番二　六号
二七七番　七号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
佛谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（平成十二年建設省告示第二千二十号で指定した第三号に掲げる土地の区域を除く。）
富山県中新川郡上市町
大松
字堤谷　八六番から一〇二番まで
大岩
字佛谷　四番及び五番
柿沢
字下林　六一番及び六二番
字不動免　二三二四番及び二三二五番
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
粟ノ谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
富山県中新川郡上市町舘
字栗ノ谷　二五九番
二七二番
二七三番
二七四番
二七六番一
二七六番二
二七九番一
二七九番二
二七九番三
二七九番四
二七九番五
二八〇番一
二八〇番二
二八一番
二八二番
二八三番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域
富山県中新川郡上市町舘
二三一番二　一号
字栗ノ谷　二六〇番　二号
二八四番二　三号
字寺屋敷　一番　四号
四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
池谷内川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
富山県氷見市谷屋
字上ノ谷内　五番一　一号
六番　二号及び三号
字諏訪谷内　一六番　四号
一五番　五号
一四番　六号
五番　七号

○国土交通省告示第千五十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十二年九月二十一日
国土交通大臣　馬淵　澄夫
一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大草谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十六年十一月十三日建設省告示第九百六十四号で指定した土地の区域を除く。）
広島県広島市佐伯区湯来町大字麦谷
字大草
一三六番一　一号から五号まで
一三八番八　六号
丙一六九番　十一号
甲一六九番　十二号
一七〇番地先河川敷　十三号
字上国原
甲九九九番一　七号
乙九八六番二地先国有無番地　八号
乙九八五番地先国有無番地　九号
九七九番一　十号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
高下谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
広島県竹原市下野町
字高下谷　四〇三〇番　一号及び二号
四〇二六番一　十一号
四〇二三番一　十二号
四〇一六番　十三号
字東宮原
二二九番二　三号
四〇三三番二　四号、九号及び十号
四〇三三番一　五号
四〇三四番一　六号
七号及び八号

○環境省告示第四十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の五第三項の規定に基づき、廃棄物処理センターの住所及び事務所の所在地について変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
平成二十二年九月二十一日
環境大臣　松本　龍
一　名称　財団法人鹿児島県環境整備公社
二　住所
変更前　鹿児島県鹿児島市鴨池新町十番一号
変更後　鹿児島県薩摩川内市神田町一番二十二号
三　事務所の所在地
変更前　鹿児島県鹿児島市鴨池新町十番一号
変更後　鹿児島県薩摩川内市神田町一番二十二号

○関東信越厚生局告示第一号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十二年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき告示する。
平成二十二年九月二十一日
関東信越厚生局長　石塚　正敏

字観音原　四〇九七番　十四号
四〇九六番　十五号
四〇九五番一　十六号
四〇八八番　十七号
四〇九一番　十八号
四〇八二番地先道路敷　十九号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
木江一号
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
広島県豊田郡大崎上島町大字木江
字宮之崎　三〇一番　一号から五号まで
字数根石　五五番一　六号
字地蔵平　三三九番　七号
三四五番　九号、十号及び十六号
三四四番　十一号
三四六番一　十二号から十五号まで
三四七番二　十七号
三四八番二　十八号
三三八番　十九号
三〇三番　二十一号、二十二号、二十五号及び二十六号
三〇二番　二十三号及び二十四号
字尾派汰　五八番　八号
五六番　二十号